

第 8 次広島県保健医療計画の中間見直しについて

1 趣旨

第 4 次広島県がん対策推進計画については、保健医療計画と政策的に関連が深く、定める内容に重複する部分が多くあることから、第 8 次保健医療計画と一体的に策定している。令和 8 年度は第 8 次広島県保健医療計画の中間評価を行うとともに必要な見直しを行うこととしており、これに付随して第 4 次広島県がん対策推進計画も中間評価及び見直しを行う必要がある。

2 中間見直しに向けたスケジュール

(1) 第 8 次広島県保健医療計画

区分	令和 8 年										令和 9 年		
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
医療審議会	○ 知事からの諮問										答申案の審議 ○		
医療審議会 計画部会	中間評価 ● 見直し方針(案) 骨子案 ● (外来医療計画・ 医師確保計画のみ) 見直し案 ● (素案) 改定案 ●												
各分野検討	県地対協 県設置会議 												

(2) 第 4 次広島県がん対策推進計画

広島県がん対策推進委員会 開催予定

- ・令和 8 年 8～9 月頃 第 1 回委員会 ⇒中間評価・見直し方針・見直し案（素案）
- ・令和 9 年 1～2 月頃 第 2 回委員会 ⇒改定案

3 その他

- ・中間見直しに当たっては、国の対応状況を踏まえ、指標等の見直しを議論する予定である。
- ・令和 8 年 7 月頃に、最新のがん検診受診率（国民生活基礎調査）が判明する予定。

〈参考：国の方針など〉

- 厚生労働省が設置している「地域医療構想及び医療計画等に関する検討会」及び「在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ」では、見直しに向けて、5 疾病・6 事業、在宅医療、医師の確保及び外来医療ごとの課題の把握と指標の見直し等が検討されている。
- 見直しに当たって、同省から「医療計画作成指針」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」（以下「指針等」という。）並びに「医師確保計画策定ガイドライン」及び「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が一部改正された上で示される予定である。